

# 農林課よりお知らせ



## 農業振興地域整備計画の変更(農振除外)の申出を受付



農用地区域の農地を、農業以外の目的に利用するためには、農業委員会における転用手続きを行う前に、農用地区域から除外する必要があります。

ただし、農用地区域からの除外を申請しても、転用目的・申請地・所有地等の状況によっては農用地区域から除外できない場合があります。今回の受付は、農振除外後、早期の転用が確実で、転用目的が明確であるものが対象となります。(具体性・緊急性に欠ける案件は対象外です。)

### ■申出受付期間

5月14日(水)～30日(金)

■申出方法 農林課窓口・ホームページにある申出書に

必要事項を記入のうえ、添付書類を添えて、提出して下さい。

### ■除外要件

- 次の5つの除外要件を全て満たすものに限り受付します。
1. 農用地区域(申出地)以外に農振除外地・宅地・雑種地等、代替すべき土地を所有していないこと。
  2. 農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化、その他農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないこと。
  3. 担い手農業者等に対し、大規模な除外により、安定的な営農、経営する一団の農用地の集団化、農地の利用集積に支障を及ぼさないこと。
  4. 農用地区域内の農業用排水施設の分断や、排水の障害等、農業用施設の機能に支障を及ぼす恐れがないこと。
  5. 国の直轄又は補助による土地改良事業、又はこれに準ずる事業で農業用排水路の新設、区画整理、農用地の造成等の施工に係る区域にある場合は、事業の工事が完了した年度の翌年から起算して8年

を経過した土地であること。

※除外申出地が農用地区域から除外されても、予定する事業計画が実施されない場合には、再度、農用地区域へ編入することとなります。

なお、過去に農振除外した農地を事業計画の変更等により、引続き農地として管理していくこととした場合には、農用地区域への編入を申し出ることができません。

### ■除外となるまでの期間

農振除外が決定されるまでに要する手続きは、相当の期間を要します。事業計画を検討する際にはご注意ください。

### ■お問い合わせ・提出先

農林課農林振興担当  
(内線223・224)

## 遊休農地等利用促進補助金制度

近年増加している遊休農地等の解消を図るため、農地に賃借権を新規に設定し、農業経営の規模拡大を目指す農業者に補助金を交付します。

### ■対象者

市内に住所があり、農地を借りて農業経営の規模拡大をする者及び農業生産法人

### ■補助金額

- ① 賃借権を新規に設定した遊休農地(10aあたり) 20,000円
- ② 賃借権を新規に設定した荒廃農地(10aあたり) 50,000円
- ③ 遊休農地・耕作放棄地にお

### ■補助要件

① 農業振興地域の農用地に指定されている農地  
② 農業委員会を通して5年以上の賃借権の新規利用権設定を行っていること  
③ 賃借権の利用権設定面積が5a以上あること

※耕作放棄地の解消に取り掛かる前に市に相談をしてください。解消前の状態を市で確認できないと補助金の対象になりません。

いて、営農再開を目的に付した種苗等の購入費(消費税を除いた総額の4分の1に値する金額)

### ■お問い合わせ・お申し込み

農林課農林振興担当  
(内線223・224)

## 特別な準備はいりません！ 国際交流しませんか？ ホストファミリー募集

市では、姉妹都市である米国カリフォルニア州フェアフィールド市と交換留学生による相互交流を行っており、今年も引率者を含む7名が荊崎市を訪れます。今回は、日本を肌で感じたいと思っているフェアフィールド市の学生及び引率者を、家族の一員として、ホームステイで受け入れていただける「ホストファミリー」を募集しています。日本にしながら多様な価値観や文化を共有できる、素敵な体験ができるチャンスです！ご応募をお待ちしています。

※今回の受け入れにご協力いただけるご家庭につきましては、12月～1月に予定しているフェアフィールド市への派遣学生選考の際に優先させていただきます。

### ■期間 (予定21日間)

7月8日(火)～7月28日(月)

### ■応募締切 5月14日(水)

※直接、下記窓口へお申し込みください。

### ◆お問い合わせ・お申し込み◆

荊崎市国際交流実行委員会事務局  
(企画財政課企画推進担当内 内線 356)